



# 宮 崎 県 公 報

平成30年1月11日(木曜日) 第 2960 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 41,700 円

## 目 次

### 告 示

- 指定自立支援医療機関(精神通院医療)の所在地の変更……………(障がい福祉課) 1
- 道路の区域の変更(21件)……………(道路保全課) 1

頁

- 道路の供用の開始(6件)……………(道路保全課) 5
- 道路の占用を制限する区域の指定(4件)……( “ ) 6
- 土砂災害警戒区域の指定……………(砂防課) 7
- 土砂災害特別警戒区域の指定……………( “ ) 8

### 公 告

- 公共測量終了の通知……………(管理課) 8

## 告 示

### 宮崎県告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があった。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所在地	所在地		変 更 年 月 日
		変更前	変更後	
訪問看護ステーションすみれ	宮崎市	宮崎市大字島之内字井手下7282	宮崎市神宮東3丁目9番地31号	平成29年12月15日

### 宮崎県告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字椎原698番1から同郡同村同大字同字703番2まで	旧	19.7~19.9	2.7
				新	33.4~33.7	2.7

### 宮崎県告示第8号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字十根川877番2地先から同郡同村同大字同字877番17地先まで	旧	9.8~71.9	163.1
				新	9.8~71.9	163.1

### 宮崎県告示第9号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延 長(メートル)
	国道	国道268号	宮崎市高岡町浦之名字小竹原1669番4地先から同市同町	旧	16.0~80.1	112.9
				新	18.1~80.1	112.9

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

			浦之名同字 1710番2地 先まで			
--	--	--	-------------------------	--	--	--

**宮崎県告示第10号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字サコ山 4822番3地 先から同郡 同村同大字 同字4811番 2地先まで	旧	12.1～ 35.4	217.0
				新	12.1～ 37.5	217.0

**宮崎県告示第11号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字山師ノ 小原2572番 1地先から 同郡同村同 大字同字25 72番1地先 まで	旧	41.5～ 51.0	27.0
				新	48.8～ 52.9	27.0

**宮崎県告示第12号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡諸 塚村大字家 代字尾崎49 74番4地先 から同郡同 村同大字字 サコ山4836 番3地先ま で	旧	9.1～ 49.0	372.1
				新	18.5～ 54.6	372.1

**宮崎県告示第13号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字小ヶ倉 975番2地 先から同郡 同村同大字 字中尾1053 番6地先ま で	旧	4.2～ 33.2	1,038. 5
				新	4.2～ 60.2	1,038. 5
					9.2～ 60.3	604.7

**宮崎県告示第14号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字中之 又字松尾7 番1地先か ら同郡同町	旧	30.8～ 53.5	41.8
				新	32.3～ 57.4	41.8

			同大字同字 7番1地先 まで			
--	--	--	----------------------	--	--	--

## 宮崎県告示第15号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	東諸県郡国 富町大字本 庄字式石田	旧	9.9～ 48.4	593.6
			3328番1地 先から同郡 同町大字田 尻字下水流	新	9.9～ 64.3	593.6
			108番4ま で		18.3～ 64.3	593.6

## 宮崎県告示第16号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
24	県道	高鍋高 岡線	東諸県郡国 富町大字田 尻字下水流	旧	20.6～ 26.0	56.4
			107番2か ら同郡同町 大字嵐田字 中須2416番 1地先まで	新	20.6～ 33.6	56.4

## 宮崎県告示第17号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
28	県道	日南高 岡線	日南市大字 益安字銚免 771番1地 先から同市 同大字同字	旧	9.0～ 24.9	302.6
			746番1地 先まで	新	12.2～ 39.7	292.7

## 宮崎県告示第18号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
34	県道	都城串 間線	串間市大字 奈留字園田 5335番地先 から同市同 大字同字52	旧	7.9～ 11.8	112.0
			83番3地先 まで	新	10.3～ 13.5	112.0

## 宮崎県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
40	県道	都農綾 線	児湯郡川南 町大字川南 字黒岩5205 番3地先か ら同郡同町 同大字字山 本 17747番	旧	11.2～ 20.3	362.2
			2地先まで	新	11.2～ 20.3	362.2

**宮崎県告示第20号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
48	県道	市木串 間線	串間市大字 市木字永吉 5618番地先 から同市同 大字字子持 田5168番1 地先まで	旧	4.7～ 67.6	1,200. 0
				新	9.5～ 67.6	1,200. 0

**宮崎県告示第21号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
109	県道	飯野松 山都城 線	都城市梅北 町1045番1 地先から同 市同町 169 番地先まで	旧	32.2～ 90.7	394.7
				新	22.6～ 117.9	445.5

**宮崎県告示第22号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
142	県道	上椎葉 湯前線	東臼杵郡椎 葉村大字不 土野字古枝 尾1154番1	旧	4.7～ 8.9	144.6
				新	5.7～	144.6

			地先から同 郡同村同大 字同字1211 番3地先ま で		13.5	
--	--	--	---	--	------	--

**宮崎県告示第23号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
435	県道	益安平 山線	日南市大字 益安字鉾免 715番1地 先から同市 同大字同字 724番1地 先まで	旧	13.0～ 18.7	99.0
				新	13.0～ 21.3	105.5

**宮崎県告示第24号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 本城字風呂 谷1872番3 地先から同 市同大字同 字1872番3 地先まで	旧	36.2～ 57.5	22.3
				新	36.3～ 58.4	22.3

**宮崎県告示第25号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 本城字権代 2743番14地 先から同市 同大字同字 2743番14地 先まで	旧	7.5～ 7.8	14.0
				新	15.1～ 15.8	14.0

**宮崎県告示第26号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
441	県道	一氏西 方線	串間市大字 西方字坂ノ 上2070番 1 地先から同 市同大字字 見廻木2802 番 4 地先ま で	旧	8.1～ 18.3	747.0
				新	10.8～ 18.3	747.0

**宮崎県告示第27号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
454	県道	都井西 方線	串間市大字 本城字浜ノ 尾8010番 3 地先から同 市同大字字 諏訪之前 1 1429番 1 地 先まで	旧	3.9～ 10.7	1,440. 2
				新	4.3～ 38.5	1,440. 2
					4.9～ 39.2	1,350. 6

**宮崎県告示第28号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 3 27号	東臼杵郡椎 葉村大字松 尾字小ヶ倉 975番37地 先から同郡 同村同大字 同字 975番 24地先まで	平成30年 1 月11日

**宮崎県告示第29号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
22	県道	東郷西 都線	児湯郡木城 町大字中之 又字松尾 7 番 1 地先か ら同郡同町 同大字同字 7 番 1 地先 まで	平成30年 1 月11日

**宮崎県告示第30号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年 1 月11日から平成30年 1 月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年 1 月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
48	県道	市木串 間線	串間市大字 市木字永吉 5618番地先 から同市同 大字字子持 田5168番1 地先まで	平成30年1月11日

**宮崎県告示第31号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 本城字風呂 谷1872番3 地先から同 市同大字同 字1872番3 地先まで	平成30年1月11日

**宮崎県告示第32号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
440	県道	高畑山 本城線	串間市大字 本城字権代 2743番14地 先から同市 同大字同字 2743番14地 先まで	平成30年1月11日

**宮崎県告示第33号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
441	県道	一氏西 方線	串間市大字 西方字坂ノ 上2070番1 地先から同 市同大字同 字2190番1 地先まで	平成30年1月11日

**宮崎県告示第34号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	327号	東臼杵郡椎葉村大字松尾字小ヶ倉 975番2地先から同郡同村同大字字中尾1053番6地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年1月26日

**宮崎県告示第35号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	東郷西都線	児湯郡木城町大字中之又字松尾7番1地先から同郡同町同大字同字7番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年1月26日

宮崎県告示第36号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	市木串間線	串間市大字市木字永吉5618番地先から同市同大字字子持田5168番1地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年1月26日

宮崎県告示第37号

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、平成30年1月11日から平成30年1月25日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	飯野松山都城線	都城市梅北町5899番4から同市同町169番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

平成30年1月26日

宮崎県告示第38号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	馬門川2	11-441-2-041	土石流
	馬門1	11-441-2-042	土石流
	風穴	I-1-1835	急傾斜地の崩壊
	馬場	I-1-1877	急傾斜地の崩壊
	南平-2	I-1-3752	急傾斜地の崩壊
	布城	II-1-1875	急傾斜地の崩壊
	鶴門	II-1-1876	急傾斜地の崩壊
	神ノ水平-1	II-1-8014	急傾斜地の崩壊
	尾野平-1	II-1-8032	急傾斜地の崩壊
	馬門-1	II-1-8121	急傾斜地の崩壊
	馬門-2	II-1-8122	急傾斜地の崩壊
	馬門-3	II-1-8123	急傾斜地の崩壊
	馬門-4	II-1-8124	急傾斜地の崩壊
	辻平	II-1-8131	急傾斜地の崩壊
南平-1	II-1-8133	急傾斜地の崩壊	

南平-1-新①	II-1-8133-新①	急傾斜地の崩壊
岩神-1	II-1-8139	急傾斜地の崩壊
永の内-1	II-1-8140	急傾斜地の崩壊
永の内-1-新①	II-1-8140-新①	急傾斜地の崩壊
永の内-2	II-1-8142	急傾斜地の崩壊
永の内-3	II-1-8143	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第39号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高千穂町	馬門1	11-441-2-042	土石流
	風穴	I-1-1835	急傾斜地の崩壊
	馬場	I-1-1877	急傾斜地の崩壊
	南平-2	I-1-3752	急傾斜地の崩壊
	布城	II-1-1875	急傾斜地の崩壊
	鶴門	II-1-1876	急傾斜地の崩壊
	神ノ水平-1	II-1-8014	急傾斜地の崩壊
	尾野平-1	II-1-8032	急傾斜地の崩壊
	馬門-1	II-1-8121	急傾斜地の崩壊
	馬門-2	II-1-8122	急傾斜地の崩壊
	馬門-3	II-1-8123	急傾斜地の崩壊
	馬門-4	II-1-8124	急傾斜地の崩壊

辻平	II-1-8131	急傾斜地の崩壊
南平-1	II-1-8133	急傾斜地の崩壊
南平-1-新①	II-1-8133-新①	急傾斜地の崩壊
岩神-1	II-1-8139	急傾斜地の崩壊
永の内-1	II-1-8140	急傾斜地の崩壊
永の内-1-新①	II-1-8140-新①	急傾斜地の崩壊
永の内-2	II-1-8142	急傾斜地の崩壊
永の内-3	II-1-8143	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び西臼杵支庁土木課に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宮崎県公報第2903号により公告した公共測量(用地測量、基準点測量)が、平成29年10月20日終了した旨、九州防衛局長から通知があった。

平成30年1月11日

宮崎県知事 河野俊嗣